

「バナナ姫ルナ」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「バナナ姫ルナ文字商標出願番号商願2017-123106」に係る商標（以下「本キャラクター」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(商標出願に係る適用範囲)

第2条 本キャラクターを適用する商標出願に係る指定商品又は指定役務並びに商標法第6条第2項の政令で定める商品又は役務の区分は、別表のとおりとする。

(商標使用の許可)

第3条 本キャラクターを商標使用しようとする者は、あらかじめ「バナナ姫ルナ」商標使用許可申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）及び商標使用する物件等の見本（見本が添付できない場合は、写真、図又は原稿等物件等が確認できるもの）を北九州市長（以下「市長」という。）に提出のうえ、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌など報道関係機関が報道又は広報の目的に使用する場合
- (2) その他、市長が申請を必要しないと認めた場合

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「バナナ姫ルナ」商標使用許可書（別記様式第2号、以下「使用許可書」という。）又は「バナナ姫ルナ」商標使用不許可書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の使用許可書に条件を付することができる。

(商標使用許可の変更)

第4条 前条第2項において、使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、商標使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、市長に対して、「バナナ姫ルナ」商標使用許可変更申請書（別記様式第4号、以下「変更申請書」という。）を提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。

(商標使用許可の期間)

第5条 本キャラクターの商標使用許可の期間は、使用を許可した日から1年間とする。

2 商標使用許可の期間満了後において、引き続き本キャラクターを使用しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。

(商標使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本キャラクターの商標使用を許可しない。

- (1) 北九州市の信用や品位を害するものと認められるとき
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 本キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (4) 立体物で、その表現が本キャラクターの立体物と認められないとき
- (5) 宗教的行事、政治活動等に使用されると認められるとき
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められるとき
- (7) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するとき
- (8) 本キャラクターの著しい変形により使用が適当でないと認められるとき
- (9) その他、本キャラクターの趣旨に反するなど、著しく不適當と認められるとき

(商標使用許可の取り消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この要綱に違反したとき
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき
- (3) その他、継続使用が不適當であると認められるとき

2 使用者は、前項の規定により商標使用の許可を取り消された場合以降、本キャラクターを使用することはできない。なお、これにより使用者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

(使用許可取消の申請)

第8条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「バナナ姫ルナ」商標使用許可取消届(別記様式第5号)に使用許可書(変更があった場合は変更後のもの)を添えて市長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品の使用、宣伝又は広告に際して、「バナナ姫ルナ©北九州市」と、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が全責任を負い、速やかに対処するものとし、北九州市は一切の責任を負わない。
- (3) 使用者が、本キャラクターの使用に際して、故意又は過失により北九州市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を北九州市に賠償すること。
- (4) 使用者は市が提出を求めた場合には、「バナナ姫ルナ」使用商品等販売状況報告書(別記様式第6号)を提出すること。

(使用料)

第 10 条 本キャラクターの使用料は、無料とする。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 市長は、本件商標の使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、許可を受けた事項以外の目的に本キャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

別表（第 2 条関係）

商品及び役務の区分	指定商品又は指定役務
第 9 類	電気通信機械器具、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及び CD - ROM
第 16 類	文房具類、印刷物
第 28 類	おもちゃ、人形、家庭用テレビゲームおもちゃ
第 29 類	レトルトパウチカレー
第 30 類	菓子及びパン、調味料
第 31 類	バナナ

備考 商品及び役務の区分については、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）別表による。